

限度額認定証の提示で 病院・薬局での支払いが限度額までになります

■病院・薬局での支払いが限度額までに

同じ月内に、ひとつの医療機関などで支払う医療費が所定の限度額を超える場合は、あらかじめ「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を申請し、医療機関などの窓口で提示することで、支払いが限度額までになります。



■交付対象者

国民健康保険加入者で次のいずれかに該当する方

- ・70歳未満の方
- ・70歳以上で課税所得が690万円未満145万円以上世帯の方
- ・70歳以上の住民税非課税世帯の方

※申請時点で国民健康保険税に滞納がある場合には、認定証を交付できない場合があります。

■令和3年度認定証の有効期限は7月31日

令和4年8月1日より有効な認定証は令和4年8月1日から申請の受付を開始します。

■申請窓口

市役所本庁医療保険課
小川総合支所総合窓口係
玉里総合支所総合窓口係

■申請に必要なもの

- ①申請者の国民健康保険証
- ②申請者と世帯主のマイナンバーを確認できるもの（マイナンバーカード、通知カードなど）
- ③本人確認書類（運転免許証など）
- ④長期入院期間を確認できる領収書など（過去12か月以内に90日を超える入院がある住民税非課税世帯の方のみ）

■受け取り後に変更があったときは

- ・世帯構成や所得状況が変わったら、古い限度額適用認定証などを持参し、改めて交付申請をしてください。
- ・記載事項に変更が生じたら、速やかに届け出てください。

問い合わせ 医療保険課 国保年金係 ☎ 0299-48-1111 (内線 1104)

■表1：70歳未満の方の自己負担限度額（月額）

所得区分	所得要件	限度額
ア	901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%
イ	600万円超 901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%
ウ	210万円超 600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
エ	210万円以下	57,600円
オ	住民税 非課税世帯	35,400円

※所得とは、「基礎控除後の総所得金額等」のことで。

■表2：70歳以上の方の自己負担限度額（月額）

区分	所得要件 (課税所得)	限度額	
		外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み所得者	III 690万円以上 (申請不要)	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%	
	II 380万円以上	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%	
	I 145万円以上	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	
一般	145万円未満等 (申請不要)	18,000円	57,600円
低所得者	II 住民税	8,000円	24,600円
	I 非課税世帯	8,000円	15,000円

※現役並み所得者とは、同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の被保険者（国保の場合は70歳以上75歳未満に限る）がいる方です。ただし、収入合計が2人以上の世帯で520万円未満の場合、1人世帯で383万円未満の場合は「一般」区分と同様の負担になります。

■表3：入院時の食事代

区分	入院期間	食事代 (1食あたり)
表1のア～エ、 表2の現役並み所得者 I～III・一般	—	460円※
表1のオ、 表2の低所得者II	90日まで	210円
	90日超	160円
表2の低所得者I	—	100円

※65歳以上の場合、一部医療機関では420円の場合もあります。